

福祉環境委員会記録

令和7年9月10日（水）
10時00分～11時40分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 肥後委員長、上野副委員長

柳楽委員、串崎委員、布施委員、川神委員

【議長・委員外議員】 笹田議長、牛尾議員

【執行部】 砂川副市長

〔健康福祉部〕 久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、棕木健康医療対策課長、
龍河子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕 井上市民生活部長、小松環境課長、
斗光環境課カーボンニュートラル推進室長、鈴木総合窓口課長

【事務局】 久保田書記

【議 題】

1 陳情審査

- (1) 陳情第162号 印鑑登録の出張申請に対応する行政サービスを求める陳情について

【賛成全員 採択】

- 2 議案第59号 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【全会一致 可決】

- 3 議案第63号 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

- 4 議案第 64 号 浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

5 執行部報告事項

- (1) 不燃ごみ処理場の外部委託について

【環境課】

- (2) 「浜田市のエネルギー地産地消と地域経済循環に寄与する再生可能エネルギー由来電力の調達契約に関する基本方針」について

【環境課カーボンニュートラル推進室】

- (3) キャッシュレス決済端末の導入について

【総合窓口課】

裏面あり

(4) その他

(配布物)

・浜田市人口状況（R7.5月末～R7.7月末現在）

【総合窓口課】

6 所管事務調査

(1) 印鑑登録について

【総合窓口課】

(2) 野原デイサービスセンターの運営状況について・訪問入浴介護サービス事業について

【地域福祉課・健康医療対策課】

7 その他

8 議会による事務事業評価について（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔 10 時 00 分 開議 〕

○肥後委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会する。出席委員は6名で定足数に達している。
それでは、レジュメに沿って進める。

1 陳情審査

(1) 陳情第162号 印鑑登録の出張申請に対応する行政サービスを求める陳情について

○肥後委員長

本委員会に付託された陳情1件の審査に入る。これは、議題6の所管事務調査の印鑑登録についてと関連しており、陳情審査の参考にもなると思うため、執行部から先に説明をお願いする。

○総合窓口課長

印鑑登録とは、印鑑により個人の意思を証明する制度であり、住民登録している自治体に実印として登録することで、社会生活の中で財産上の取引などをする際に使用した印鑑が、個人の意思を反映する実印であることを証明する大変重要なものである。浜田市に住民票がある人が登録可能であり、15歳未満や意思能力がない状態の人は登録ができない。登録の方法は、本人申請と代理人申請がある。本人申請の場合、必要なものがそろっていれば、登録者は10分程度で手続きが完了する。また、車から窓口へ来ることが困難な場合には、職員が駐車場まで赴き、申請を受け付けることもある。代理人申請の場合、必要書類の受取、仮登録、本登録と3回の来庁が必要で、合計すると1週間程度を要する。印鑑の登録申請件数は、令和6年度は月に100件程度、そのうち代理人申請は月に5件程度である。また、急を要するケースはほとんどない。代理人申請は、制度の性質上、事前に電話や窓口で相談があることが多く、苦情やトラブルに発展するケースはない。

その他、出張申請の受付を行うためには、会計年度任用職員2名の雇用と人件費として、年間約760万円が必要となる。また、様々な確認事項があり、即日交付ができないことから、登録が完了するまでに日数を要する。

なお、マイナンバーカードの出張申請は、カードの普及促進を目的として国が積極的に実施するよう求めている事業であり、それらに係る人件費などは全額国費で賄われる時限的な措置である。

○肥後委員長

委員から質問や執行部へ確認しておきたいことはあるか。なお、執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするため、現状などの確認にとどめるようにお願いします。

○柳楽委員

出張登録を行っている自治体があるのか。

○総合窓口課長

印鑑登録の出張申請を行っている他市の状況は、県内において実施している自治体はない。県外についても調べたが、実施している自治体は確認できなかった。

○柳楽委員

私も調べる中で、一つの自治体は何か行っているような情報を見たが、調べられた中ではなかったということである。代理人申請で、当市の場合3回窓口に出向いてもらわないといけないという話だったが、2回で済むところもあるようだ。それは浜田市としてのやり方として3回ということになっているのか、そもそも3回というのが一般的なやり方なのか確認したい。

○総合窓口課長

来庁回数は、当市においては、必要になる書類の受取や事前に準備してもらうものと併せ、制度上の詳しい説明をすることを最初のステップとしているので、それも含めて3回ということになる。

○柳楽委員

2回にできるようにすることは考えられるか。

○総合窓口課長

用紙などをホームページ上に掲載するという運用も考えられなくはないが、準備してもらう書類の書き方が、丁寧に説明しないと不備があると受け付けられないので、できれば窓口や電話などでゆっくり説明するほうが良いと運用上は考えている。

○柳楽委員

資料5のその他で出張申請の経費として、会計年度任用職員2名を雇用した場合に760万円かかるということだが、例えば月に1回その地域に出向くとか、予約があった場合に出向くとなった場合でもこの人件費は必要ということか。

○総合窓口課長

2名というのは、登録の要望がいつあるか分からない点と、現在の窓口職員は日々の窓口対応で忙しく、内部的な事務もあるため、職員が外に出向くということは厳しいと考える。

○串崎委員

およそ1週間ということだが、できるだけ早くした方が喜ばれると思う。他市と比べてこの1週間というのはどうか。

○総合窓口課長

明らかに1週間と示している自治体もあれば、日数がかかるとざっくりした感じで示している自治体もある。昨今の郵便事情も考えて、例えば2、3日でできるという話をしていて、実際、郵便事情で遅れてしまうと約束が守れないことが生じてはいけないということで、おおむね1週間程度と示している。

○布施委員

事前に予約制とし、会計年度任用職員を雇用せずに現場サイドで調整したらできるのではという話があった。これから高齢化が進み、障がいのある人などが増え、

様々な移動困難な人が行政サービスを求めてくるという陳情である。移動困難な人を対象に制度設計をし、事前予約制などを構築しながらやるということは、市民サービスの公平性から考えても良いのではないか。現在、代理人申請でも5件程度ということだ。職員を使うことは、本庁に来る人へのサービスとの兼ね合いがあるが、自宅にいて移動が困難な人も市民である。その人たちが来庁できないから出張サービスを依頼しているのであり、そのために会計年度任用職員2人を雇用すると760万円要するというのは、財政負担や職員体制がひっ迫することは分かるが、職員の調整はできないか。フレックスタイムを使うとか、出張サービスをする時間帯を違う時間に与えとかのやり方はできないのか。

○総合窓口課長

人員が昔より減っていること、また事務が減っているわけではないことから、職員が出向くとなると、1人では行けないので2名で出向くことになる。そうすると印鑑登録事務を担当している係には2、3名しか職員が残らないことになり、その人数で窓口対応を行っていくのは非常に厳しいと考える。

○布施委員

8時半から17時までだとして、事前予約制にすれば、代理人申請も5件なのだから、出張サービスが1日に1件もないだろう。予約制にして、フレックスタイムというのは、職員が本来働くべき時間帯に早く対応してもらい、その働いた分は時差出勤で窓口対応をすとかという考え方はできないのか。

○総合窓口課長

時差出勤という意見だが、窓口への来客があるので、時差出勤をした中で残っている職員で対応しきれないケースが出てきたときは厳しいと考える。

○布施委員

厳しいのは十分分かるが、出張サービスの印鑑登録は、ひっ迫している人が言うこともあるわけで、限定をしなければいけないと思う。全て受け付けるとなると無制限になり大変になる。限定、予約制、そしてマイナンバーカードの普及と並行して実施するという方向性である。それまでにあった場合には受け付けるという考え方の取組は、今の時点では課長の答弁ではできないということだ。市民がそのような事情で来庁できないときには出張サービスを依頼するという陳情なので、住民福祉の向上、公平性を見ると、何十件、何百件あるわけでもないのに、そのために2人が必要だと言われ財政が困難であると言われればそれまでだが、方向性としてはマイナンバーカードがちゃんと普及するまでは、そのぐらい対応してもらっても良いという思いだ。

○市民生活部長

仮に印鑑登録を出張で行った場合も、先ほどの説明のとおり、即日で登録するのは困難な状況になっているので、代理人を通して申請してもらっても日数的にはあまり変わらない状況である。それから、何が何でも急に印鑑登録が必要になるというケースはあまりないので、事前に準備してもらえれば、代理人で1週間あれば手元に印鑑登録証が確実に届くようになっている。市民に不便を掛けることはあまりないので

はないかと思う。

○布施委員

即日交付はできないということだが、交付するときには郵送でも良いのか。本人手渡しが原則か。

○総合窓口課長

印鑑登録証自体は、原則、本人手渡しとなっている。代理人の場合でも、本人の意思確認ができる書類を持参してもらい、代理人へ手渡すことが原則となっている。

○布施委員

部長が言ったように、即日交付はできない、代理人でもその程度かかるということで、出張サービスのメリットはあまり変わらないという意味合いで良かったか。

○市民生活部長

はい。

○肥後委員長

他にないか。

(「なし」という声あり)

自由討議は必要か。

(「必要なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。

[10 時 19 分 休憩]

[10 時 21 分 再開]

○肥後委員長

それでは委員会を再開する。総合窓口課長から追加の説明をお願いする。

○総合窓口課長

代理登録の来庁回数を2回に減らせないかという点について、丁寧な説明をするため3回来庁をお願いすると話したが、行政書士や司法書士など専門の人が手続をする際には、要望があれば事前に用紙などを渡すことはでき、その用紙を使って手続をしてもらえば来庁回数は2回で済むと考える。

○肥後委員長

それでは、説明が終わったので採決に入る。陳情第162号、印鑑登録の出張申請に対応する行政サービスを求める陳情について、自由討議は必要か。

(「必要なし」という声あり)

ないようなので採決に入る。

反対の意見の委員は、挙手の上、理由を述べるようお願いする。

(「なし」という声あり)

本陳情について、採択とすることに賛成の人の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手全員で、本陳情は採択するものと決した。

以上で陳情審査を終了する。

続いて、本委員会に付託された市長提出議案3件の審査に入る。

2 議案第59号 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○肥後委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○布施委員

この条例は、2歳児やつかまり立ち、ハイハイができるような乳幼児を対象にしていると思うが、こういった規定をすることにより、乳児室や保育室というのは保育室の一部と考えて良いのか。

○子ども・子育て支援課長

当事業を行うのに、一般型と余裕活用型というものがある。一般型は専用室を設けて実施することもあるが、当市で実施する場合は余裕活用型を想定しており、保育所の空き定員の枠を活用して現在の保育室で過ごすことを想定しているので、新たに部屋を設けることは想定していない。

○布施委員

乳児室や保育室を設けた場合は、保育室としての考え方で良いのか。

○子ども・子育て支援課長

保育室の中には乳児室や保育室などがあるが、子どもの年齢に応じた国の基準に定めた面積が確保できる部屋が必要とされている。

○布施委員

その点は分かった。当市の場合は、遊戯室の中に、乳児室や保育室などを確保することもできるのか。

○子ども・子育て支援課長

遊戯室の面積は2歳児1人につき1.98平方メートルという基準があるが、遊戯室は施設において全園児が一緒に使う場として設けられているのがほとんどなので、新たに設けるということは想定していない。

○布施委員

保育室の広さで定員数が決まってくると思う。保育室は1人につき1.98平方メートルという広さは分かるが、遊戯室は定員数には影響しないという理解で良いか。

○子ども・子育て支援課長

それぞれの施設において定員を定めているが、その定員の子どもが使える遊戯室の面積は確保されているので定員には影響ない。当事業を新たに開始するに当たって定員を変えることは想定しておらず、現在の定員の枠の空き定員の中で受入れていたでくことを想定しているので、その辺りの影響はないと思っている。

○布施委員

条例案第22条に、市長が行う研修を修了した者とあるが、この市長が行う研修とはどのような研修か。

○子ども・子育て支援課長

職員についても、当事業を行うに当たって新たに雇用することは想定しておらず、現在雇用されている保育士や保育補助職員が対応することになり、その者たちは研修を受けている。

○布施委員

研修を受けた者が対応するが、従事する職員として、市長が行う研修を修了した者とある。保育士免許を持っている人は研修を受けなくてもそのまま従事できるのか、それとも新たに市長が研修会を開催し、その受講者が対象になるのか。

○子ども・子育て支援課長

市が実施している研修は、毎年度、幼児教育施設の職員を対象に行っている。当該事業を始めるに当たっても、これまでも幼児教育施設の職員に情報提供はしているが、今後また新たに公募をする中で、説明をしたり、必要な研修はしていく必要がある。具体的にどのような研修を計画しているかは、現在でははっきりと言えないが、詳細な説明はこれから施設に対して行っていく必要があると考える。

○布施委員

年1回程度は従事者に研修を受けてもらう。新たに始めるときには、また声掛けして対象者に研修をする。これが、市長が行う研修を修了した者と理解すれば良いか。

（ 「はい」という声あり ）

○串崎委員

内容は、便所を設ける、支援従事者を置く、6人につき1名以上配置、半数以上は保育士、2名以上配置など、おおむね書いてあるが、現在の状況はどうか。何も変えなくてもこのままできるのか。

○子ども・子育て支援課長

職員体制などについても、現在すべての施設において満たしていると思う。当該事業を行うことについても、受入れができる施設から手が挙がると思っており、そのような施設にお願いすることになると思うので、基準の範囲内で当該事業が実施できると考える。

○柳楽委員

これまで国の制度で、介護サービスの緩和型のサービスなどで、報酬が少ないために運営が厳しくなり事業者が撤退することがあったと思う。当該事業に関して、事業者が運営していく上で、報酬が少ないからだんだん厳しくなっていくようなことは想定されないか。

○子ども・子育て支援課長

当該事業を行うに当たっては、公定価格により予算を計上する予定で積算をしている。そのような予算を施設に支払うわけだが、国も2分の1、県も4分の1の補助があ

り、市が4分の1の負担ということで施設に支払い、保育の給付をしてもらうことを考えている。

○柳楽委員

せっかく始めても、結局事業者の運営自体が厳しくなって途中で事業がなくなってしまうことがあると、利用される人にとって残念なことになると思うので、その辺りをしっかりと計画してほしい。

○肥後委員長

他にないか。

(「なし」という声あり)

3 議案第63号 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○肥後委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

4 議案第64号 浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について

○肥後委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議案審査は終了した。採決は後ほど行う。

5 執行部報告事項

○肥後委員長

3件ある。まず執行部から提出に至った背景やポイントなどを説明してもらい、その後、委員から質疑を行う。説明、質疑応答については簡潔明瞭に願います。

(1) 不燃ごみ処理場の外部委託について

○肥後委員長

執行部から説明をお願いします。

○環境課長

不燃ごみ処理場の管理運営業務について、平成30年度の事務事業評価を受け、令和8年4月から外部委託することについては1月の委員会で報告しているが、この度、当該業務を委託する事業者が決まったので報告する。履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月末までの3年間とし、受注者は島根県西部地区資源化事業協同組合、代

表理事は福田俊輝、契約金額は3年間で1億2,540万円、1年間では4,180万円となる。

○肥後委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

契約金額が年間で4,180万円と書いてあるが、これまではどれぐらいであったのか。また、4,180万円の金額の根拠はどうなっているか。

○環境課長

委託金額は、主に人件費である。現在の直営で言うと、1月の委員会ではコストメリットがあると言ったが、再任用の雇用や会計年度任用職員の雇用ということで人件費が安い職員を雇用していることもあり、令和6年度の実績では4,080万円程度が人件費になるので、委託事業と比べて100万円程度、委託費が高くなっている状況である。

○串崎委員

100万円高いということだが、外部委託されてできる形になるのだろう。ほとんどが人件費という説明があったが、少しずつ壊れた場合など、修繕についてはどうなるのか。

○環境課長

委託については、施設を運営してもらう経費になるので、修繕など施設の管理については、これまでどおり市で予算を組んで対応する。

○肥後委員長

他にないか。

(「なし」という声あり)

(2) 「浜田市のエネルギー地産地消と地域経済循環に寄与する再生可能エネルギー由来電力の調達契約に関する基本方針」について

○肥後委員長

執行部から説明をお願いします。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

当市が2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して、当市が有する施設における電力調達に関し、エネルギーの地産地消と地域経済の循環に配慮した形で、再生可能エネルギー由来の電力を調達する基本方針を策定した。2番目の基本方針の概要だが、原則として三つの原則を見据えている。一つ目は、環境に配慮した電力の原則で、CO₂フリーの電力を調達しようということ。二つ目に、エネルギー地産地消の原則で、市内に発電所を持っている事業者、市内に営業所がある事業者という地産地消をしようという原則。三つ目に、地域経済循環の原則ということで、一定規模で市内の事業活動をしている事業者ということ。三つの原則を方針として据えて電力を調達しようということである。調達方法については、参加条件を満たした者による指名競争入札という形を取りたい。参加条件は、1番目に、小売電気事業者の条件として、市内に5人以上の本店、支店、営業所があり、1年以上の事業活動実績がある事業者。2番目に、

市内発電所ということで、市内に再エネ発電所を有している、またはそれらと特定卸供給契約を締結している事業者。3番目に、非化石証書付きの電力の供給が可能な事業者。4番目に、CO₂調整後排出係数が旧一般電気事業者と比べて同等以下であること。旧一般電気事業者とは中国電力のことである。

手続手順については、環境課で行いたいと思っているが、まず市の全施設を高圧施設と低圧施設をセットにして10グループぐらいに分け、一つの競争入札をしたい。2番目にグループごとに入札予定価格や調達期間を定め、3番目に電力調達認定評価申請をあらかじめ提出してもらい、参加条件に合うかどうかを審査し、合えば認定する。4番目に認定された事業者によって指名競争入札を行ってもらい、5番目に価格が一番安かった事業者と電力供給契約を締結する。請求書は施設ごとにもらう。

この方針の特色として、1番目に、二酸化炭素を排出しない環境に配慮した電力調達が可能になる。2番目に、地元発電所からの電力調達でエネルギーの地産地消が可能になる。3番目に、市内小売電気事業者からの電力調達で地域経済の循環が可能になる。4番目に、環境価値が付加される電気であっても電気料金の削減が可能になる。普通はCO₂を排出しない電気に切り替えると単価が上がるが、競争入札を導入することで現在の電気料金と変わらない、あるいはそれ以下の電気料金が調達できるという意味である。5番目に、各施設の電気契約方法の標準化が可能になる。6番目に、契約施設のグループ化によって行政事務の効率化が可能になる。7番目に、最大の特色として、環境に配慮した電気、電気の地産地消、電気による地域経済の循環の三つの同時達成が可能になる。調べた限りでは、自治体新電力を持たない自治体では、このような方針は全国初ではないかと思う。自治体新電力とは、自治体が出資して作った電力会社であり三つを達成するのは当然だが、当市はそのような自前の電力会社を持っていないので、三つが同時に達成できる基本方針、電力調達方法は初めてであろう。

○肥後委員長

委員から質疑はあるか。

○川神委員

自治体では全国初ということで、三つを同時に達成できるというのは、確かに自治体が電力を創生する以外はなかなか聞いたことがなく誇らしいと思う。環境課でもこのようなやり方を考えられることは一歩進んでいけることと、カーボンニュートラルの問題も、なかなか進む姿が見えないと言われていた中で、具体的な方針を出されたことは評価したいが、参加条件の市内に5人以上という区切りの根拠は何か。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

5人の根拠は、当市の企業立地促進奨励金制度で、ソフト産業において5人以上の新規雇用があれば奨励金の対象になるので、5人以上は地域経済に多少貢献があるという認定であるため、当該基準を準用した。

○川神委員

参加条件1から4までであるが、具体的にどの程度の企業から手が挙がりそうなど状況はどうか。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

現在この参加条件に合う事業者は、中国電力、神楽電力、浜田ガスの少なくとも3社は該当するだろう。

○川神委員

現在はそのようなことだが、今後その企業が増えていく可能性はあるのか。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

当市に風力発電やメガソーラーなどを持っている会社が、小売電気事業者として5人以上の営業所を構えると該当してくるだろう。新規企業の進出も、もしかしたらあるかもしれない。

○川神委員

手続手順の高圧施設と低圧施設をセットにした10グループの分け方の考え方について聞きたい。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

電力の調達をする際に、高圧施設は電力会社によって値段設定が自由にでき値段を引き下げることができるが、それは利益幅が大きいので自由に設定できる。しかし、低圧は利益が薄いのでなかなか電力を下げるのが難しい。そのため大幅に下げられる高圧とあまり下げられない低圧をセットにしてグループにすれば、全体として下げられるのではないかという見込みでグループ分けをしたい。

○串崎委員

基本原則の三つ目の一定規模の市内事業の活動と書いてあるが、どういうことか。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

一定規模というのが、先ほど言った5人以上の常駐する職員で電気小売事業をしており、1年以上の活動実績があることを想定している。

○串崎委員

規模は分かったが、市内事業活動とは何か。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

電気小売事業としての活動である。例えば、市外から進出し、5人以上の営業所を開いて小売電気事業所を開いた場合、1年間は一般の家庭を対象にした電力供給をしてもらい、実績があつて初めて市の1年の実績として認められるということを想定している。

○上野副委員長

進行を交代する。

○肥後委員長

先ほど、低圧と高圧を分けて10グループという話があった。ボリュームがあるので利幅があるところ、全体で再エネ100%由来の電力でも利益が見込めるということで入札制度をやるということだが、一番心配したのが、低価格で大手企業が当市に入ってくる場合、価格だけで判断してほしくない。一番の目的はやはり地域内での経済循環と再エネを両立させることであり、その主目的を間違わないように方針としてし

っかり進めてほしい。私事だが、電気自動車を数年前に購入する際に、環境省の補助金申請の制度の中で、再生可能エネルギー100%の電力を契約しなければならなかった。キロワット当たり通常より3円高い価格になる。再エネ由来の電力は基本的に単価が上がるが、それだけではなかなか手が挙がらないので、いろいろ計画を練ってもらい、このようなボリュームで、市の施設で高圧、低圧を含めて全体でやることは、当市にとってもメリットであり、2050年カーボンニュートラルに向けて大きな一歩になると評価している。大手企業の参入などで、逆に言うと、おいしいところを持っていかれるようなことが防げるような文言や方針を考えているか。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

基本的に、市外から当市に来て、きちんと従業員をある程度雇って経済活動をしてもらうということは地域経済に寄与するのではないかと思うので、単に大手が市外から当市に来るのがいけないということではないと思う。

○肥後委員長

確かにそうだが、例えば契約期間が数年間と定められた場合にその期間だけやるというのは、定められていれば別に違反でもないので仕方がないが、結局良いところだけ他に持っていかれるのではないかと心配する。現時点で少し判断が難しいところであるとは思いますが、できる限りこの地域で長く事業を発展してもらえそうな事業者が選定されると良いと思う。

○環境課カーボンニュートラル推進室長

もう一つの条件に、市内に再エネ発電所を有しているというのもある。再エネ発電所を設置すると、少なくとも20年は活動してもらえと思う。そのような発電所からは毎年、固定資産税の償却資産が市に入ってくるので、20年間の税収というのも大きなメリットになるのではないか。

○上野副委員長

進行を交代する。

○肥後委員長

他にないか。

(「なし」という声あり)

(3) キャッシュレス決済端末の導入について

○肥後委員長

執行部から説明をお願いします。

○総合窓口課長

令和7年10月、総合窓口課、税務課、各支所市民福祉課の証明書発行窓口において、キャッシュレス決済端末の運用を開始する。利用可能となる証明書は、戸籍、住民票、印鑑登録、税などの証明書発行手数料が対象となる。取扱いサービスは、クレジットカード会社5社、電子マネー14社、コード決済8社で、詳細は資料に記載のとおりである。決済手数料については、サービスによって異なるが、決済額の3.0%から3.5%と

なる。なお、事業者は公募型プロポーザル方式でモバイルクリエイト株式会社を選定し、現在運用開始に向け準備を行っている。運用開始については、詳細が決まり次第、庁内での掲示、ホームページ、広報、ケーブルテレビなどで周知に努めていく。

○肥後委員長

委員から質疑はあるか。

○柳楽委員

庁内掲示やホームページ、広報などで周知をするということなので、広報などを見れば分かるかと思うが、キャッシュレス決済にする場合に、手続などはどうなるのか。これまで口座振替などをしてきた人が、そちらにしたいとなった場合はどうなるのか。

○総合窓口課長

現在想定しているのが証明書発行手数料なので、税金の引き落としなどそのようなケースを想定しているものではない。

○肥後委員長

他にないか。

(「なし」という声あり)

(4) その他

○肥後委員長

配布物として浜田市人口状況があるので確認をお願いします。

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部からの報告事項について、9月29日に開催される全員協議会で報告し、説明してもらうものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○地域福祉課長

今回の報告事項のうち、全員協議会に提出し、説明する案件はない。

○肥後委員長

委員、何か意見はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、全員協議会での福祉環境委員会からの執行部提出案件はなしということの良いか。

(「はい」という声あり)

6 所管事務調査

(1) 印鑑登録について

○肥後委員長

これは1番の陳情審査のところで説明が終わった。

(2) 野原デイサービスセンターの運営状況について・訪問入浴介護サービス事業について

○肥後委員長

執行部から一括して説明をお願いします。

○地域福祉課長

7月2日の福祉環境委員会において、野原デイサービスセンターの再開について報告したが、その後の運営状況などである。1点目の運営再開日は令和7年8月1日。2点目の再委託先は社会福祉法人浜田福祉会。3点目の運営状況として、利用者数は8月末時点で18名と契約をされている。職員体制は、常時5名の職員を配置されている。4点目の入浴サービスの状況について。総合福祉センターは給湯設備が6月9日から故障しており、現在入浴設備が使用できない状態となっている。この間、デイサービスとしては、利用者の人を美川苑へ送迎し、そこで入浴サービスを提供されている。なお、給湯設備については修繕が完了しており、現在レジオネラ属菌の検査を行っている。検査により陰性であることが確認されれば、9月中旬に入浴サービスが開始できる見込みとなっている。

○健康医療対策課長

現在の利用者は4名となっている。慢性的な職員不足により、週2回だったサービス提供は、昨年10月からは週1回と変更になっている。

○肥後委員長

委員から質疑はあるか。

○布施委員

野原デイサービスの利用者数18名とのことだが、上限はあるのか、それとも何人程度まで可能なのか。

○地域福祉課長

1日の利用定員は10名となっている。

○布施委員

1日の定員10名で、利用者数が18名ということは、ランダムに10名以内でこのデイサービスを受けているという理解で良いか。

○地域福祉課長

利用される際には、例えば週に何回利用するかなど計画を立てて利用されており、18名がその計画に基づいて定員以内のところで利用されている状況である。

○布施委員

給湯設備を修繕したということだが、給湯設備は1回故障するとすぐには修理が不可能で、レジオネラ菌の検査などが必要になるが、野原デイサービスの給湯設備は今回が初めての故障か。

○地域福祉課長

総合福祉センター全体の給湯設備になる。給湯設備としては過去に故障などあり、修繕などを行っている。

○布施委員

修繕をしても、また修繕が必要になるという感じがするが、抜本的な考え方として、将来的な計画の中で、継ぎはぎでやっていくのか。耐用年数などいろいろ考えられると思うが、計画的なものはとりあえず急ぎの部分について修繕していく考え方で良いか。

○地域福祉課長

緊急の修繕もあるが、施設も大分老朽化しており、故障したときに部品がないことも度々起こっている。したがって、長寿命化を見据えて点検などを行い、できれば計画を策定して、計画的修繕などをすべきところの優先付けなどをしたいと考える。

○柳楽委員

故障している間は美川苑に送迎して入浴サービスを受けているということだが、余分に予算が発生しているということはないか。

○地域福祉課長

市としては、デイサービス部分を指定管理料に含めていない介護保険事業の中で自主運営としてもらっているので、施設の修繕料は別として美川苑へ送迎をして入浴サービスを提供されていることに対する予算などは発生していない。

浜田福祉会だが、サービスは提供されているので介護報酬自体には影響はないと聞いているが、送迎の燃料代や時間がかかるといった負担はかかっていると思う。

○柳楽委員

施設自体は指定管理で出されていることで、給湯器の故障により移動が発生した。それがなければ移動する必要もなかったと思うが、そのようなところから考えると、市が何かしら送迎に係る部分などを見ることがあっても良い気もするが、その辺りの考え方はどうか。

○地域福祉課長

指定管理施設として、想定以上に修繕に時間がかかっており、そのようなところは、まだ実際には検討していなかったが、内部でまた検討する。

○川神委員

野原デイサービスセンターの運営母体は社会福祉法人浜田福祉会だが、名称は野原デイサービスセンターで良いか。

○地域福祉課長

条例上は野原デイサービスセンターという名称にしているが、浜田福祉会はデイサービスの名称として、いきいきプラス浜田店とされている。

○川神委員

通常の表現としては、野原デイサービスセンターで問題はないか。

○地域福祉課長

委員会の資料として、指定管理施設として書かせてもらっており、特に問題はないと考える。

○川神委員

訪問入浴介護サービスについて現在4名利用しているということだが、事業を利用したいという希望者の意見はどのぐらいあったのか、現況を教えてください。

○健康医療対策課長

基本的に在宅でサービスを受けている人が、デイサービスの訪問入浴を受けている中で、新たに訪問入浴を受けたいと申込みをされている人はいないと聞いている。ただし、昨年7月だったか、1人ほど申込みをしたいという人がいた場合は、それを受け付けて訪問入浴の利用になったと聞いている。

○川神委員

現在、火曜日、木曜日の2日から水曜日1日になっているということだが、職員が充当されると、改めて元のサービス提供に戻る可能性があるかの展望はあるか。

○健康医療対策課長

社会福祉協議会に聞くと、現在でもこの職員不足で看護師の採用ができずに週1日になっているという話である。これまでも看護師の募集はしているが、なかなかこの訪問入浴という事業自体が重労働という中で、看護師の採用ができない状況が続いている。採用ができれば、事業も広げていきたいとは社会福祉協議会でも言っていた。

○上野副委員長

進行を交代する。

○肥後委員長

野原デイサービスセンターの給湯設備の故障についてだが、日数がかかるのは致し方ない。大浴場のある施設に関しては、バックアップ用のボイラー、つまり通常1台で足りるものを2台設置し、一方が故障しても一方がバックアップで湯を作れるようにし、その間に部品交換や本体交換の見積もりをするのが流れだが、この施設にはバックアップ付きの給湯器がついていなかったということか。

○地域福祉課長

湯を沸かすエコキュート自体は3台あるが、湯と水を循環させるタンク部分が故障し、その間に湯をためることができなかったため、入浴設備の湯が出せなかった。

○肥後委員長

エコキュートが3台あるということだ。もしやるとすれば、蛇口で浴槽を満たすこともできるか。

○地域福祉課長

給湯設備全体が老朽化して何度も修繕となっているので、来年度以降になるが、点検をして修繕すべきところや、どのような設備が良いのかも含めて検討できたらと考える。

○肥後委員長

エコキュートや給湯設備は基本設計寿命が10年とメーカーも指定しており、11年目以降は基本的に点検をすることになっている。果たして10年で3台で良いのか、バックアップの循環ポンプなどの設備があるものに変更するなど、長い目で考えることも必要ではないかと思うのでお願いします。

○上野副委員長

進行を交代する。

○肥後委員長

他にないか。

(「なし」という声あり)

7 その他

○肥後委員長

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では、執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

ここで暫時休憩する。

[11 時 16 分 休憩]

[11 時 27 分 再開]

○肥後委員長

委員会を再開する。

それでは議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部提出の議案3件について採決を行う。

・ 議案第59号 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ 議案第63号 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第64号 浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。

委員長報告については、9月30日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくので確認すること。委員に目を通してもらい、良ければ委員長報告をその内容で行いたい。

9月1日の当委員会で知らせたとおり、採択した陳情については付託された委員会で対応を検討することになる。今回採択した陳情について、委員会として今後の対応を検討すべきことがあるか。

○布施委員

陳情を採択したので、引き続き委員会の構成が変わったとしても、出張印鑑登録制度のメリット、デメリットはあるが、マイナンバーカードの普及を促進してもらい、マイナンバーカードの出張受付もしているのも、その辺りのことも考えながら事業構築してやっていくべきだということを、次期の委員会に申し送りしてはどうか。

○肥後委員長

ただいま布施委員から意見があったが、他の委員はどのように考えるか。

○川神委員

任期満了に伴って次期には、今までの議論がおざなりになる場合もあつたりするので、陳情、請願もそうだが、全ての委員会で言えることとして、責任を持って委員が賛否を決めた以上は、次期に当委員会の機能を持つ委員会ができたとき、そこへ向けて申し送るのは当然のことだと思うし、またやっていく必要がある。

○肥後委員長

陳情であった印鑑登録の出張申請に対する行政サービスについて、当委員会として採択したので、任期満了に伴ってもきちんと引継資料を作成し、次期の委員会に継続して調査、審査をしてもらうということで良いか。また、マイナンバーカードの出張申請は市としてもかなり早くから取り組み、成果を上げ、かつ、人員を配置して車も配車しているので、併せてやるという意見もしっかり出た。今後も見守っていけるように引継ぎをしていきたい。案に関しては、正副委員長で少し文言を考えておくので、提出次第、目を通してほしい。

8 議会による事務事業評価について（委員間で協議）

○肥後委員長

前回の委員会で委員から提出された事務事業評価シートをもとに、正副委員長で議会評価意見書の案をまとめた。209番、270番、305番の三つだが、タブレットに昨日の夕方の時点で配信した。委員から何か確認しておきたいことがあるか。

○布施委員

事務事業評価は各委員の意見をまとめてもらい、前回の委員会の内容が全部載っているように思う。福祉環境委員会として、3点を事務事業評価として挙げているので委員会としてこのような評価をしたが、結局は執行部へ提案し、そのとおりに全部はできなくても、やってもらわないと事務事業評価は何のためのものかということになる。前向きに考えてもらうよう執行部としっかり協議すべきである。終わったから次へということではない。終わった事業の中で考えなければいけない部分が提案としてあるので、次期の委員会でも同じような事務事業評価をやることになれば、これを参考にしてやってもらい、執行部に対して追跡していくことも大事であると思う。

○川神委員

委員から出ているものがきちんと拾い上げられており良いと思う。内容に関しては押さえているので良いと思う。事務事業評価というのは、本来であれば予算決算委員会の中で十分議論をし、最終的には委員の総意で、例えば附帯決議を付けるといった作業を今までやってきている。当市議会の中でも、予算決算委員会に関わった委員が、事務事業の全般をずっとやってきている。今回、事業を抜き出して特に重点的に話をして、まとめているのは良いことだと思う。しかし、その前段に予算決算のきちんとした議論があるということは認識しながら、このようなものを作り、できた以上は、今度は市長も変わり委員会構成も変わる中で、我々には執行権はないので、その辺りは強く必要なものは継続して申し送りしていくという姿勢を貫いていかなければいけない。ベースになるものなので、非常に重いものと受け止めている。

○肥後委員長

そのほかに、ないか。

(「なし」という声あり)

それでは、前回の委員会でも伝えたとおり、19日の福祉環境委員会所管の決算審査の予算決算委員会の終了後の22日月曜日、産業建設委員会所管の決算審査の予算決算委員会の終了後に改めて委員会を開催し、当委員会としての議会評価意見書を完成させたいと思うので、引き続き委員は協力をよろしくお願いします。

その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

13時からサンベ電気株式会社との意見交換会について、第3委員会室で行うので、時間までに集合をお願いします。

それでは、以上で福祉環境委員会を終了する。

[11 時 40 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員会委員長 肥 後 孝 俊